

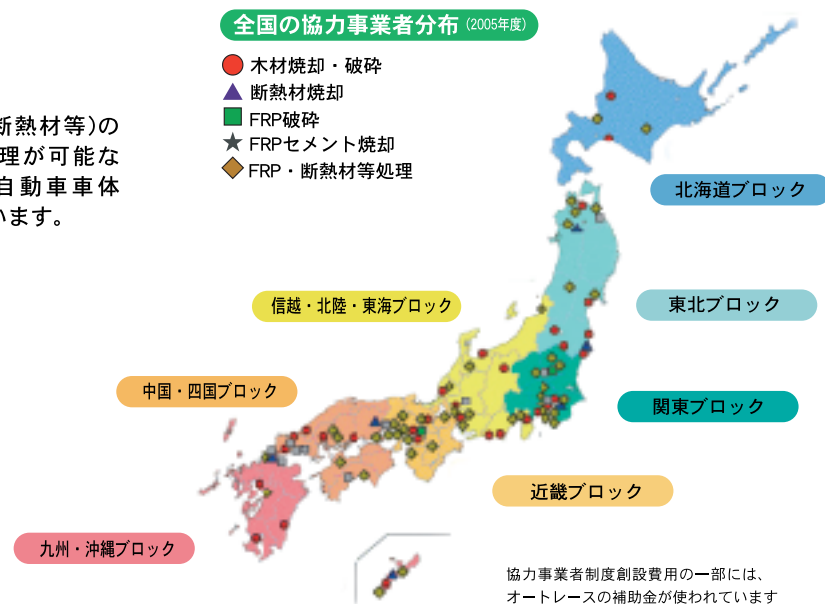
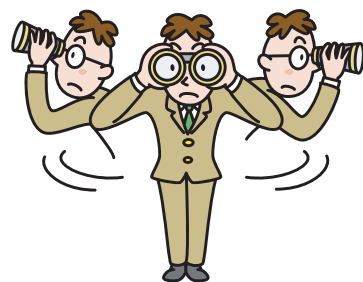
架装物の種類ごとの判別

主な車種	リサイクル法	リサイクル料金	具体例
バン型の架装物 冷凍車、ドライバン、側面開放車、冷凍車(側面開放)、冷蔵車(側面開放)、冷蔵車、オープンバン	対象外	×	
タンク型の架装物 タンクローリ、コンクリートミキサー、粉粒体運搬車(飼料運搬車)、塵芥車、粉粒体運搬車(バラセメント類運搬車)、清掃車(汚泥吸引車)、高压洗浄車、活魚運搬車、消防タンク車、道路作業車(湿塩散布車)、路面清掃車、散水車、アスファルト運搬車、給水車、消毒車、糞尿車、タンク車(高压ガス)	対象外	×	
囲いのある架装物 平ボデー、ダンプ、チップ運搬車、平ボデー(クレーン付)、車両運搬車、家畜運搬車、側面開放車(幌製)、コンテナ兼用車、荷台昇降車、リフト車	対象外	×	
特殊用途にのみ用いられる装置 高所作業車、脱着装置付コンテナ車、コンクリートポンプ車、消防車、トラッククレーン、空港用作業車、穴掘建柱車、レッカー車、ボイラー車、ウインチ車、梯子車	対象外	×	
囲いのない架装物 産業機械運搬車、コンテナ専用車、車両運搬車、原木運搬車 ※ 架装物荷台の処理に必要な費用は、リサイクル(シュレッダーダスト)料金に含まれていません。	対 象	×	
一体型架装物 レントゲン車、放送中継車、救急車、現金輸送車、採血車、検診車、患者輸送車、寝具乾燥車、移動販売車、食堂車、キャンピング車、図書館車、馬匹運搬車 ※たとえばレントゲン装置や放送機器、救急機器等の積載物は、自動車リサイクル法の対象外です。	対 象	○	

○ はリサイクル(シュレッダーダスト)料金に含まれている場合。
 × はリサイクル(シュレッダーダスト)料金に含まれていない場合。

適正処理に困ったら、・・・ 協力事業者をご紹介します。

架装物から発生する廃棄物(木材、FRP、断熱材等)の適正処理推進のため、これらの廃棄物処理が可能な協力事業者・事業所の情報を(社)日本自動車車体工業会のホームページを通じて提供しています。
<http://www.jabia.or.jp>

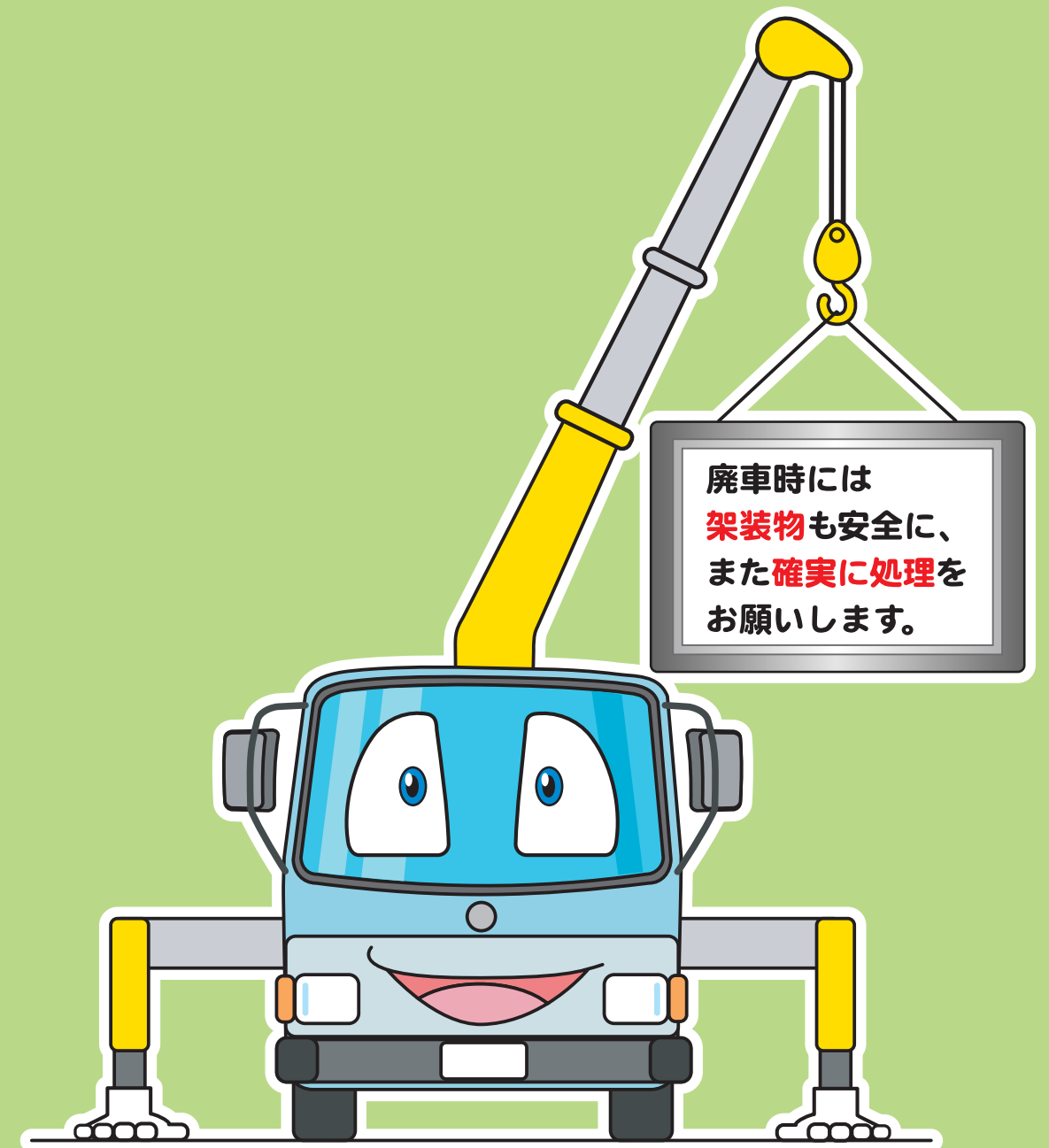


架装物から発生する廃棄物適正処理推進の取組み

- 架装物から発生する廃棄物(木材、FRP、断熱材)の適正処理推進のため、(社)日本自動車工業会と(社)日本自動車車体工業会では協力事業者制度を始めとする各種自主取組みを実施しており、今後もさらなる拡充に向けて取り組んでいます。



架装物の 適正処理について



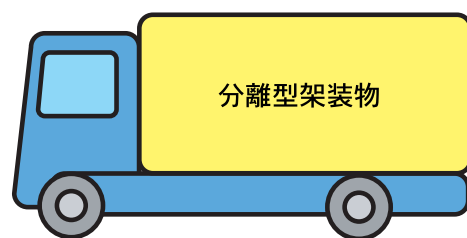
■ 架装物付自動車を廃棄する時の 注意点をご存じですか？

使用済自動車の架装物の中には自動車リサイクル法の対象外となるものがあります。

こうした架装物等は従来通り架装物の処理に必要な費用を考慮した取引を行ってください。



分離できて、再利用可能な架装物



分離ができない、一体型の架装物



リサイクル法
対 象



一体型架装物も含め法対象部分(積載物・搭載装置等は除く)については、シュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、リサイクル料金に含まれます。

リサイクル法
対象外



分離型架装物、一体型架装物内の積載物・搭載装置等は、自動車リサイクル法の対象外であり、**廃棄物処理法に則った処理**が必要となります。これらの処理にあたっては自動車リサイクル料金とは別に処理費用がかかります。

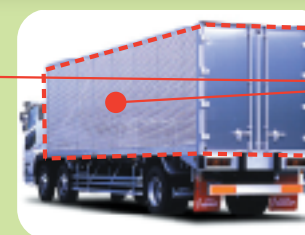
■ 架装物処理についての 注意点をご存じですか？

使用済となった架装物を適正に処理するためには、次のような注意が必要です。

- 1 架装物に積載物や搭載装置が残っている場合は、これらを撤去した上で引き渡す。
- 2 タンクローリのタンク内および配管類を洗浄・処理した上で引き渡す。

たとえば・・・

ケース 1 バン型やタンク型の架装物および囲いのある架装物付き自動車を廃棄する時



荷物などの積載物は、撤去の上、引き渡してください。



コンクリートは撤去の上、引き渡してください。

ケース 2 特殊用途にのみ用いられる装置付き自動車を廃棄する時



搭載機器はもちろん、付属品、収納室の積載物等を撤去の上、引き渡してください。

搭載物等の取り外しについては解体業者とご相談ください。

ケース 3 一体型の架装物付き自動車を廃棄する時
※リサイクル料金に含まれるのは、床、壁、天井、中仕切りのみです



車室内外の積載物、搭載物、搭載装置を撤去の上、引き渡してください。
(レントゲン装置、ベッド、キッチンセット、回転灯 等)

搭載物、搭載装置の取り外しについては解体業者とご相談くださるよう、またレントゲン装置、救急機器等の装置の取扱いについては各機器メーカーに確認願います。

タンク等は洗浄してから引き渡してください。



- 最終積載物の名称、性状等を引き渡し時に伝えてください。
- 危険物・毒劇物等は絶対に残さないでください。

解体やリサイクルの際に困りますので、必ず守るようお願いします。



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条の規定により事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。